

第2号議案

2025年4月9日

第506回理事会

役員及び職員の兼職に関する規程の変更について（案）

役員及び職員の兼職に関する規程について、手続きの明確化の観点から、別紙のとおり変更を行う。

（施行日：2025年4月9日）

以上

【添付資料】

別紙 役員及び職員の兼職に関する規程 新旧対照表

電力広域的運営推進機関 役員及び職員の兼職に関する規程 新旧対照表

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）																				
役員及び職員の兼職に関する規程	役員及び職員の兼職に関する規程																				
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 平成 2 7 年 5 月 1 3 日変更 平成 2 8 年 4 月 6 日変更	平成 2 7 年 4 月 1 日施行 平成 2 7 年 5 月 1 3 日変更 平成 2 8 年 4 月 6 日変更 <u>令和 7 年 4 月●●日変更</u>																				
（略）	（略）																				
（役職員の兼職禁止等）	（役職員の兼職禁止等）																				
第 3 条 本機関の役職員は、下記に定める承認権者が次の各号に定める全ての基準に適合すると認めた場合又は前条第 1 項但書の経済産業大臣の承認を受けた場合を除き、報酬（謝金等を含む。以下同じ。）のある兼職をしてはならない。	第 3 条 本機関の役職員は、下記に定める承認権者が次の各号に定める全ての基準に適合すると認めた場合又は前条第 1 項但書の経済産業大臣の承認を受けた場合を除き、報酬（謝金等を含む。以下同じ。）のある兼職をしてはならない。																				
一～三 （略）	一～三 （略）																				
記	記																				
<table><tr><td>承認申請者</td><td>承認権者</td></tr><tr><td><u>理事長</u></td><td><u>総務担当理事</u></td></tr><tr><td><u>役員（理事長を除く。）</u></td><td><u>理事長</u></td></tr><tr><td><u>（新設）</u></td><td><u>（新設）</u></td></tr><tr><td>職員</td><td>事務局長</td></tr></table>	承認申請者	承認権者	<u>理事長</u>	<u>総務担当理事</u>	<u>役員（理事長を除く。）</u>	<u>理事長</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	職員	事務局長	<table><tr><td>承認申請者</td><td>承認権者</td></tr><tr><td><u>（削る）</u></td><td><u>（削る）</u></td></tr><tr><td>役員</td><td><u>事務局長</u></td></tr><tr><td><u>事務局長</u></td><td><u>理事長</u></td></tr><tr><td>職員 <u>（事務局長を除く。）</u></td><td>事務局長</td></tr></table>	承認申請者	承認権者	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	役員	<u>事務局長</u>	<u>事務局長</u>	<u>理事長</u>	職員 <u>（事務局長を除く。）</u>	事務局長
承認申請者	承認権者																				
<u>理事長</u>	<u>総務担当理事</u>																				
<u>役員（理事長を除く。）</u>	<u>理事長</u>																				
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>																				
職員	事務局長																				
承認申請者	承認権者																				
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>																				
役員	<u>事務局長</u>																				
<u>事務局長</u>	<u>理事長</u>																				
職員 <u>（事務局長を除く。）</u>	事務局長																				
2 （略）	2 （略）																				
3 本機関の役職員は、第 1 項又は <u>第 2 条第 2 項</u> に掲げる承認を受けようとするときは、あらかじめ別紙様式 1 に基づき承認の申請を行わなければならない。	3 本機関の役職員は、第 1 項又は <u>前条第 2 項</u> に掲げる承認を受けようとするときは、あらかじめ別紙様式 1 に基づき承認の申請を行わなければならない。																				
（略）	（略）																				
附 則（平成 2 8 年 4 月 6 日） 本規程は、平成 2 8 年 4 月 6 日から施行し、平成 2 8 年 4 月 1 日に遡って適用する。	附 則（平成 2 8 年 4 月 6 日） 本規程は、平成 2 8 年 4 月 6 日から施行し、平成 2 8 年 4 月 1 日に遡って適用する。																				
<u>（新設）</u>	<u>附 則（令和 7 年 4 月●●日）</u> <u>本規程は、令和 7 年 4 月●●日から施行し、施行の日以後の申請に係る兼職について適用する。</u>																				